



2018年
事業の概況

2018年 事業の概況

CONTENTS

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	1
JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	3
リスク管理体制	6
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	8
金融A D R制度への対応	8
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	9
地域の活性化のための取組みの状況	9
JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します	
事業概要	10
勧誘方針	10
貯金業務	11
為替業務	11
融資(貸付)業務	12
その他のサービス	12
JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します	
組織構成	13
役員	14
役員の就任状況	15
職員	15
沿革・歩み	15
トピックス	16
JFマリンバンクなぎさの平成29年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	17
融資についての考え方	18
資料編	19
店舗一覧	44

当連合会は、兵庫県信用漁業協同組合連合会と和歌山県信用漁業協同組合連合会が、平成29年4月1日、兵庫県信用漁業協同組合連合会を存続法人として合併いたしました。

このため、本誌に掲載されている平成28年度以前の数値は旧兵庫県信用漁業協同組合連合会のものです。

JFマリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会会長
中川 照央

経営管理委員会副会長
榎本 秀春

代表理事理事長
黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本会は、平成29年4月1日、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生いたしました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、合併初年度の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

JFなぎさ信漁連は、JF兵庫信漁連、JF和歌山信漁連が発足以来果たしてまいりました、協同組合組織として相互扶助の理念のもと、漁村の中核金融機関としての使命を継承し、地域社会の発展に向けて今後とも努力してまいります。

合併初年度であるこの一年間も金融環境が大きく変化する中、役職員一丸となり経営努力を重ねた結果、所期の目的を達成することができました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JFなぎさ信漁連は、今後とも、合併効果を最大限に発揮することで、将来に亘る漁業環境及び金融環境の変化に柔軟に対応し、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまに「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月

経営管理委員会会長

中川 照央

経営管理委員会副会長

榎本 秀春

代表理事理事長

黒田 俊文

JF マリンバンク なぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

わが国経済は、海外経済の回復が続く中、内閣より示された「平成30年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続ぎ、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれています。

日銀は、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組みによる金融調整方針を維持しており、マイナス金利政策の長期化による預貸利鞘の縮小に伴う金融機関の収益悪化は避けられない状況となっています。

我々 JF グループにおきましては、「運動方針（2015～2019年度）」に基づき具体的な「漁業・漁村革新プラン」の実践を行い、「水産業日本の復活」に向けて取り組んでいるところであり、TPP対策として「水産業競争力強化緊急事業」等が平成29年度補正予算でも引き続いて措置され、漁業者の経営安定化に不可欠な種々の施策が継続されております。

また、JF マリンバンクにおきましては、「浜に出向く体制の強化」、「課題解決に繋がる相談力・提案力の発揮」、「漁協・漁連との新たな視点での連携強化」を3つの柱とする次期中期事業推進方策（2018～2020年度）に取り組むこととなりました。

このような状況下、合併第2年度である平成30年度は、中期経営計画における年度別目標として掲げた「作り上げたなぎさ信漁連のスタンダードをくまなく浸透していく期間」と位置づけ、皆様から「愛される浜の金融機関」と認識していただけるよう、その役割発揮に向けて最大限の努力をしまいる所存です。

(1) なぎさ信漁連としての組織風土の確立

① 「愛される浜の金融機関」を目指すことの役職員の意識浸透

なぎさ信漁連は、会員及び会員の組合員の負託に応えうる「愛される浜の金融機関」であり続けることがその使命であります。

平成30年度は、県域担当役員による会員巡回、系統主催の各会合への積極的参画、支店長による定期的会員組合巡回等により、会員及び会員の組合員との紐帯強化を図ります。また、両県域よりそれぞれ事務指導リーダーを指定、両県域リーダーを中心とした職員交流（意見交換）を実施し、職員の一体感を醸成してまいります。

② 事務手続の整備と統一

「愛される浜の金融機関」の根底は、「正確かつ迅速な事務処理」を確実に遂行し、利用者の皆様から信頼されることであると認識しております。

平成30年度は、事務統一化PTを中心に各種様式統一、統一事務手続きの整備を図るとともに、事務研修の実施、内部監査による浸透状況の確認を実施いたします。

③ 新人事制度の確立

「愛される浜の金融機関」となるためには、なぎさ信漁連で働く一人ひとりが、澁刺と働くことのできる環境を整えることが重要であると認識しております。

このため、職員がそれぞれに目標意識を持ち、また実績が公正に評価されることを目的に新人事制度を導入いたしました。

平成30年度は、新人事制度の柱の一つである人事評価制度を実施するうえで必要となる「業績評価」、「行動評価」の本格運用初年度として、更なる習熟度向上と定着化を図ります。

(2) 組織基盤強化への取組み

① 広域信漁連携想への積極的参加

広域合併の先駆者として、全国段階で進められている「広域化研究会（西日本ブロック）」をベースに、第2段階であるさらなる組織強化について検討を進めてまいります。

② 収支構造の改善

マイナス金利の環境下、本会の運用利回りも低下をしております。このような厳しい環境下にあって、本業（償却引当金経常利益）ベースでの収益を確保するため、あらゆる手段を講じてまいります。

平成30年度は、将来にわたり安定的な経営を担保するため、新たなビジネスモデルの検討を実施し、着手可能な項目より着手いたします。

適時・適切に、本会としておかれた状況に対処するためには、その時点での収支状況等を的確に把握する必要があり、また、店舗単位での収支意識を徹底するため、収益管理の仕組みを構築いたします。

これに加えて、必要な利回りを確保するため、効率的な資金運用を行うための体制も整備してまいります。

③ 新事業推進体制の拡充

平成30年度は、「出向く体制」「純増ベースの目標管理」の定着化を図るとともに、貯金、定期積金契約額に加え、付帯取引ローン実行件数の目標実績管理に取り組めます。

④ 内部管理態勢の強化

年度当初にたてた事業計画の達成状況を概ね半期ごとに分析・評価することが可能な、部店業績評価制度の適切な運用を図ります。

また、コンプライアンス態勢を強化するため、全店舗の職員に対するコンプライアンス意識を徹底するような施策を実施してまいります。

内部監査については、監事と監査部署の連携強化、事後検証による改善事項の確認により、金融機関としての信頼性確保に努めます。

⑤ 人材育成

新人事制度による各職務ルート、等級に求められる能力を養成するため、平成30年度研修体系に基づき、本会主催、外部団体主催の集合研修への参加、通信研修の受講等による人材育成を図ります。

《4つの理念》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

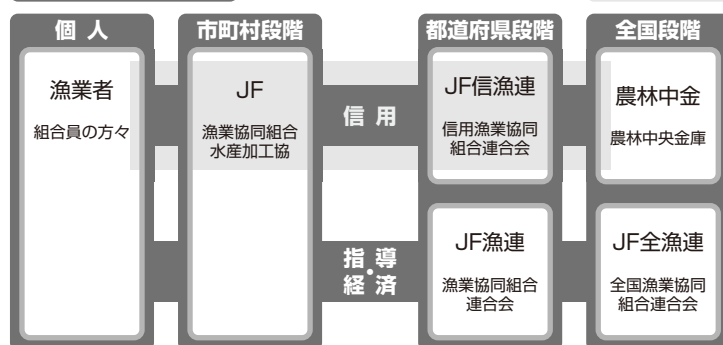
JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

○ JFマリンバンク

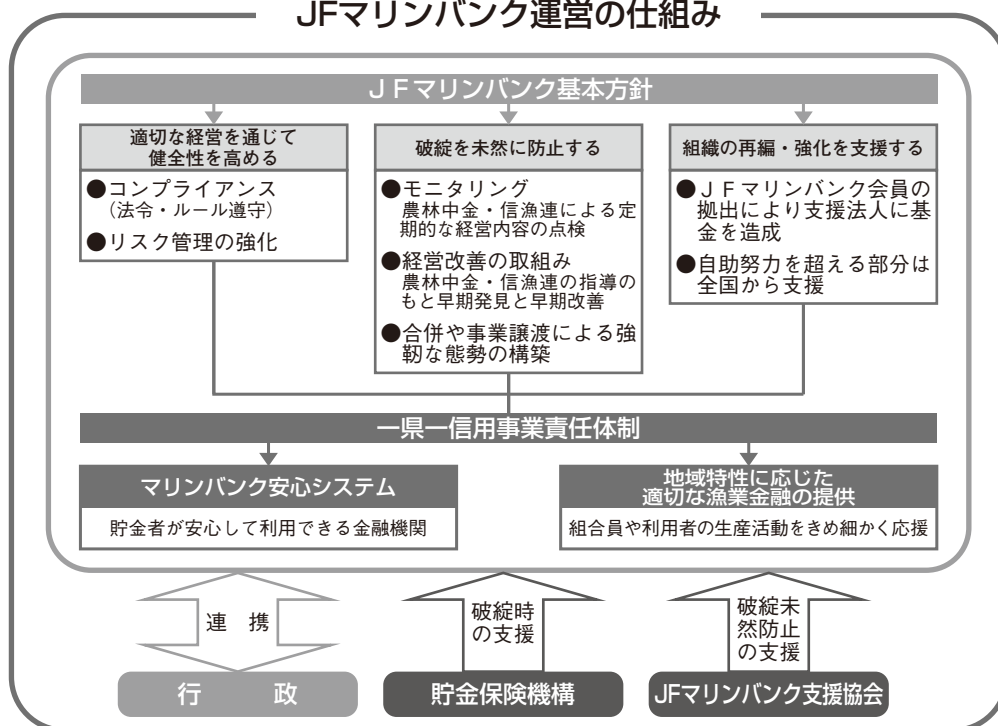
JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。

JFグループのしくみ



JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。

貯金保険制度

貯金者を
保護するための
国の公的な制度

漁協、信漁連、農林中金などが加入する『貯金者保険制度』。加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。



マリンバンク 安心システム

JFマリンバンクが再編強化法に基づき構築している貯金者のためのセーフティネットです。

■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（4年程度を目途とする）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤動作等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、系統の集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

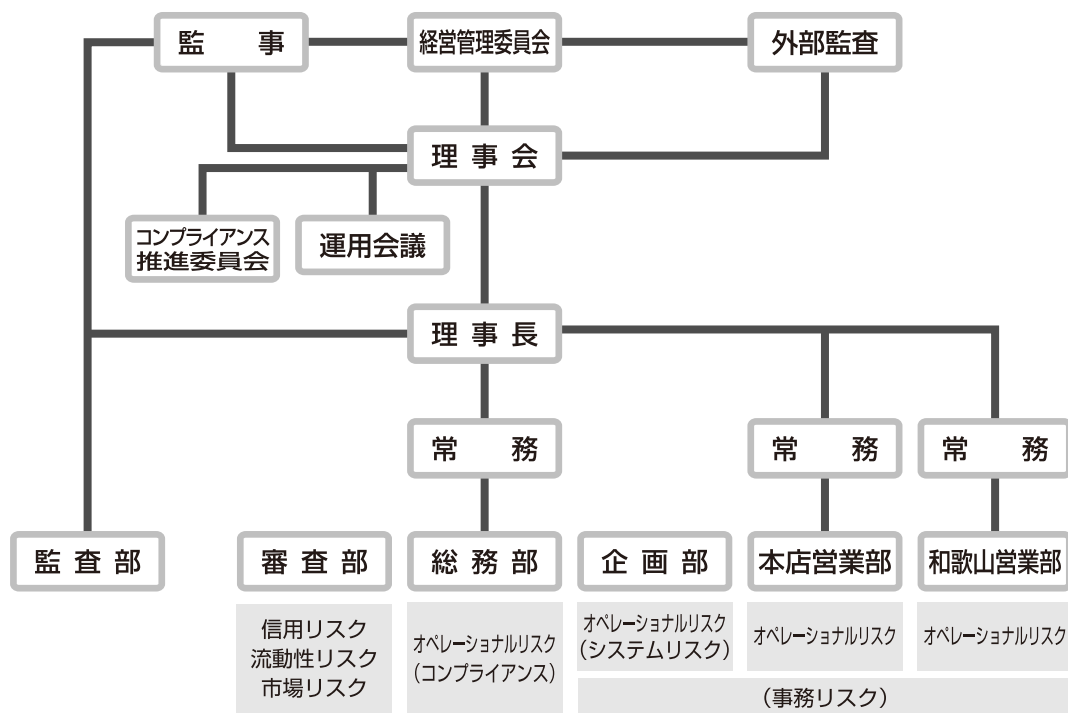
また、情報資産の安全管理については、「情報安全管理基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車輛の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《 リスク管理の組織体制 》



各営業部は管轄内の支店・営業店への事務指導を担う

マリンメモ

JF綱領（～わたしたちJFのめざすもの～）

- 一．海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一．食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一．都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一．JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一．自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一．協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、J AのAgriculture=農業に対照してFisheries=水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受する全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

JFグループ

JFグループ
○○

JF全漁連

- | 〈組 合〉 | 〈系統団体〉 | 〈組 織〉 |
|---------|------------|------------|
| ・ JF○○○ | ・ JF○○漁連 | ・ JF○○女性部 |
| ・ JF○○○ | ・ JFなぎさ信漁連 | ・ JF○○青壮年部 |
| ・ JF○○○ | ・ JFぎょざい○○ | |
| | ・ JF共水連○○ | |

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス（法令等遵守）態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお応えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者のもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統（JFグループ）が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「JとFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ……………

当連合会は、漁業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

- (2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- (3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ……………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚げ金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

併せて、漁村における職能的な地域金融機関として地域経済にも貢献しております。

当連合会は、女性部員と漁協女性部との連携を図り、明日の魅力ある漁業と明るく豊かな漁村づくりをすすめるため魚食普及、環境保全活動、貯蓄推進等に取り組んでまいりました。地域の男性・女性・小さな子供を対象に「おさかな料理教室」を開き、浜で水揚げされた魚の食べ方、捌き方を紹介しました。

また、“豊かな森が豊かな海を育てる”をキャッチフレーズに、県下各地の漁協青壮年部・女性部員と一緒に山間部での植樹を行っています。

平成19年からは、森の生育環境のため“植樹”から“育樹”のための間伐へ活動内容を切り替えました。

JF マリンバンクなぎさの 事業についてご案内します

事業概要

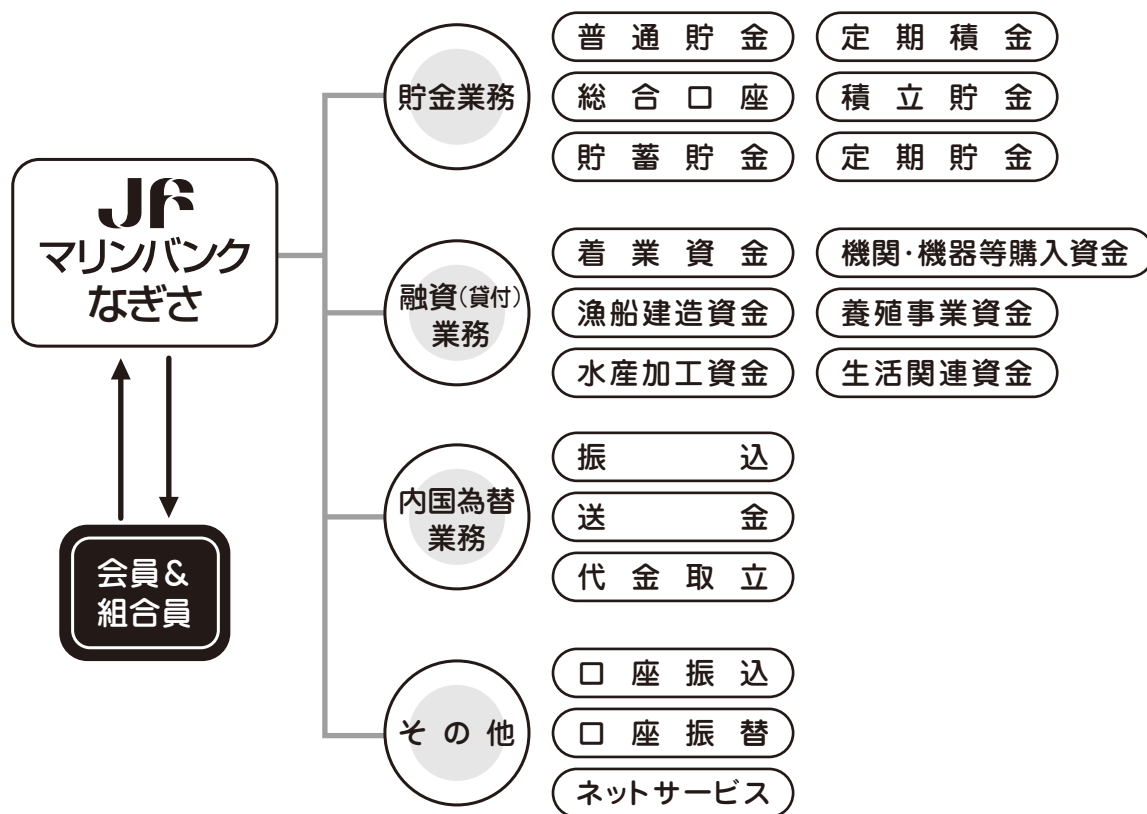
JF なぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

JF グループの一員としてその機能を発揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JF マリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種 別		特 色	期 間	最低預入額
当 座 性	普 通 貯 金	現金がいつでも自由に出し入れできる、身近で便利な貯金です。 食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1 円
	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りをセットにした多機能商品です。ご利用いただける方は、“個人”に限定されています。 定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
	決 済 用 貯 金	貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済にご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっております。		
	貯 蓄 貯 金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
	納税準備貯金	納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
	当 座 貯 金	決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。		
	通 知 貯 金	余裕金の一時的運用に便利な貯金です。	7 日以上	1 万円
定 期	期日指定定期	お預入から 1 年間以上の据置きあとの、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は 1 年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円
性	スーパー定期	お預入は 1 円から手軽にはじめられる定期貯金です。1 ヶ月から 5 年の範囲でお預入期間が選べる〈定型方式〉と、5 年未満の範囲で満期日を指定できる〈期日指定方式〉、3 年以上の複利方式があります。	1 ヶ月以上 5 年以内	
	大 口 定 期	まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1000万円からのお預入にご利用下さい。		
	定 期 積 金	一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6 ヶ月以上 7 年以内	100円
	漁 協 積 立 貯 金	水揚げ精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1 年の 自動継続	1 円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(平成30年 3 月31日現在)

種 類	本会本・支店宛	他金融機関宛
送金手数料	1 件につき 432円	864円
振込手数料	3 万円未満 1 件につき 216円	540円
	3 万円以上 1 件につき 432円	756円
振込手数料 (A T M)	3 万円未満 1 件につき 0円	216円
	3 万円以上 1 件につき 0円	432円
振込手数料 (インターネットバンキング)	3 万円未満 1 件につき 0円	216円
	3 万円以上 1 件につき 0円	432円
代金取立手数料	1 通につき 至急扱い 普通扱い	864円 648円

その他手数料

(平成30年 3 月31日現在)

送金、振込の組戻料	1 件につき	648円
不渡手形返却料	1 通につき	648円
取立手形組戻料	1 通につき	648円
再発行手数料 (通帳・MSキャッシュカード) (I Cキャッシュカード)	1 枚につき	1,080円
残高証明書発行手数料	1 通につき	(定期発行) 324円 (随時発行) 540円
支払利息証明書発行手数料	1 通につき	324円
各種証明書発行手数料	1 通につき	324円
インターネットバンキング利用料	1 口座につき	0円
本会保有個人データ開示手数料	1 件につき	540円
両替手数料 ※1001枚以上、1000枚毎に216円	1 ～100枚	無 料
	101枚～1000枚	324円
	1001枚～	540円

(注)手数料には消費税(8%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

(平成30年3月31日現在)

種 類			内 容			貸出限度	償還期限	
事業資金	設備資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)			事業費の範囲内	20年以内	
	経営資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			事業費の範囲内	10年以内	
	水産業経営資金		漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			担保等による	1年以内	
	制 度	漁業近代化資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金	漁船建造	20トン未満	9000万円	20年以内	
					20トン以上	36000万円		
				機関・機器等の購入	個人	9000万円	10年以内	
					法人	36000万円		
		水産加工資金			9000万円	15年以内		
		資 金	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要な短期の運転資金	個人	1000万円	1年以内	
					法人	2000万円		
	個人				1000万円	5年以内		
法人	2000万円							
個人	500万円							
法人	1000万円							
燃油供給安定化に必要な資金		県漁連			40000万円	1年以内		
生活資金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金			5000万円	35年以内		
	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金			500万円	7年以内		
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金			掛金の範囲内	10年以内		
	カードローン	原則自由（事業性資金を除く）			100万円	3年以内		

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのJFなぎさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろんです。Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のATM・CD(左のマークのあるATM等)からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリンクレジットカード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する「ロードサービス」も取扱いいたしております。
インターネットバンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリンメモ

ATMご利用手数料の無料化

- JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金の際のご利用手数料が無料ですすべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。(平成30年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~21:00	8:00~21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
JABバンクATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	108円	無料	108円	108円	108円	108円	108円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
ローソンATM	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
E-net ATM (ファミリーマート他)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
他行ATM	216円	108円	216円	216円	108円	216円	216円

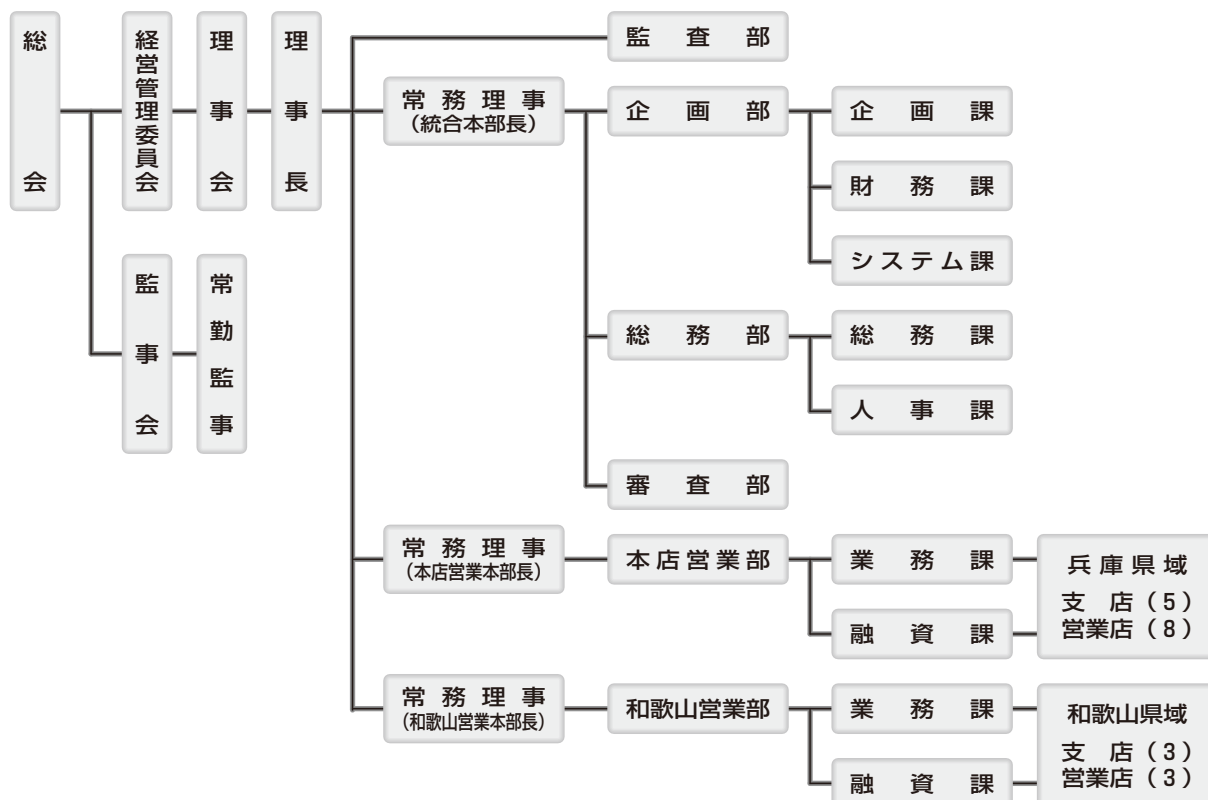
※ JABバンク・他行ATMでの入金はお取扱できません。
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間外の取扱が出来ない場合があります。

JF マリンバンク なぎさの 組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

平成30年 3 月末現在

構成	正会員 74（沿海漁協57、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合3、業種別漁協 1） 准会員 6（水産加工協 4、漁業共済組合 2） ※前年度 正会員75、准会員 6
役員	26名（経営管理委員会18名、理事 4 名、監事 4 名）
職員	97名（男性56名、女性41名）
店舗	本店、直営支店 7、統合支店 2、直営営業店 9、委託営業店 2 ① 本店(明石市) ② 直 営 支 店＝淡路島(淡路市)、明石(明石市)、但馬(香美町) 和歌山(和歌山市)、有田(有田市)、御坊(御坊市)、串本(串本町) ③ 統 合 支 店＝神戸(神戸市)、坊勢(姫路市) ④ 直営営業店＝西浦・東淡(淡路市)、明石浦(明石市)、津居山(豊岡市)、柴山(香美町)、浜坂(新温泉町) 田辺(田辺市)、すさみ(すさみ町)、勝浦(那智勝浦町) ⑤ 委託営業店＝家島(姫路市)、沼島(南あわじ市)



■ 役員

平成30年3月末現在

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名	備 考
経営管理委員会 会長	非 常 勤	榎 本 秀 春	
経営管理委員会 会長 経副	非 常 勤	中 川 照 央	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	福 田 一 義	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	田 沼 政 男	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	東 根 壽	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	前 田 若 男	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	村 瀬 晴 好	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	川 越 一 男	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	大 河 優	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	岡 田 武 夫	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	濱 田 光 男	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	狗 巻 吉 明	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	中 村 和 孝	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	初 井 富 男	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	吉 田 俊 久	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	片 谷 匡	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	海 野 義 尊	
経営管理委員会 委員 経委	非 常 勤	前 部 屋 泰 嗣	員外委員
代表理事 理事長	常 勤	黒 田 俊 文	
常 務 理 事 (統 合 本 部 長)	常 勤	濱 村 規 弘	
常 務 理 事 (本店営業本部長)	常 勤	里 昭 彦	
常 務 理 事 (和歌山営業本部長)	常 勤	中 田 博 也	
代 表 監 事	非 常 勤	橋 本 幹 也	
常 勤 監 事	常 勤	磯 田 和 昭	
監 事	非 常 勤	杉 谷 富 弘	
監 事	非 常 勤	宇 都 靖 夫	員外監事

■ 役員の就任状況

平成30年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
理 事	—	19	1	18	18
理 事	常 勤	4	0	4	4
	非常勤	0	0	0	0
監 事	常 勤	1	0	1	4
	非常勤	3	0	3	
計	—	27	1	26	26

■ 職 員

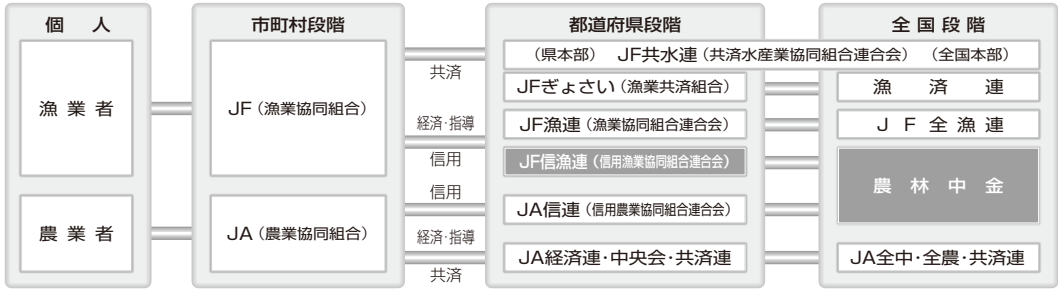
平成30年3月末現在

区 分	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
参 事	1	1	1	1	0
男 性 職 員 (うち出向)	37 (0) (7)	35 (0) (6)	36 (0) (8)	34 (0) (5)	56 (1) (5)
女 性 職 員 (うち出向)	25 (0) (3)	25 (0) (4)	25 (0) (3)	28 (0) (4)	40 (0) (4)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	1 (1) (0)
合 計 (うち出向)	65 (1) (10)	63 (1) (10)	64 (1) (11)	65 (1) (9)	97 (2) (9)

注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

マリンメモ

- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

■ 沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項
平成28年1月	統合信漁連設立準備室設置
4月	合併仮調印式
5月	合併リスク管理委員会 ～29年3月(9回開催)
6月	通常総会
	兵庫・和歌山両県において、合併について承認
10月	臨時総会
	両県において、平成29年4月1日付合併に係る合併契約書および覚書の締結について承認
29年4月	合併総会開催
	なごさ信用漁業協同組合連合会誕生

■ トピックス

JF マリンバンク全国大会

JF 全漁連、農林中央金庫主催の「第15回 JF マリンバンク全国大会」が7月18日、ザ・プリンスパークタワー東京で開催されました。事例発表大会や、さかなクンによるトークショーも行われました。

兵庫県からは JF 相生 川端浩司組合長、JF 森 森義政組合長、和歌山県からは JF 紀州日高 中村和孝地区筆頭理事、宇久井漁協女性部 東正子部長が出席し、感謝状を授与されました。



キャンペーンの実施

定期貯金キャンペーンにつきましては、渉外推進活動を軸に、なぎさ信漁連誕生キャンペーンをはじめとする3回のキャンペーンを行い、役職員一丸となって取り組みました。

また、年金定期の取り扱い・マイカーローンキャンペーンを実施いたしました。

今後とも、社会貢献ができる商品の開発を計画いたします。



JF マリンバンク なぎさの 平成29年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

平成29年度の日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとで、景気は緩やかに拡大し、海外経済についても、総じてみれば緩やかな成長が続いています。

金融政策面において日銀は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、平成28年9月に導入された「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する方針としていますが、超低金利政策の長期化による副作用として預貸利鞘の縮小による金融機関の収益悪化は避けられない状況となっています。

JF マリンバンクシステム運営につきましては、平成29年度より展開してきた経営力強化を図るための6項目（①漁業金融機能強化、②事業実績確保、③店舗機能再構築、④貸出資産健全化、⑤リスク管理強化、⑥不祥事未然防止）の取組みと新たな運営体制を検討する集中取組期間の最終年度として、各計画の策定、JF マリンバンク基本方針の所要の見直し、全国を3ブロックに分けて設置した広域化研究会での広域化の具体的課題の検討などが行なわれました。

JF グループにおいては、TPP対策として「水産業競争力強化緊急事業」等が平成29年度補正予算でも引き続いて措置され、広域浜プランを実践するための漁船導入リース事業や機器導入事業など、漁業者の経営安定化に不可欠な種々の施策が継続されることとなりました。

このような情勢の中、なぎさ信漁連は、将来にわたって会員及び利用者の負託に応え「安心・安全」の金融サービスを安定的に供給していくため、平成29年4月1日、兵庫県信漁連と和歌山県信漁連との合併により、全国の広域信漁連構想の先駆けとして新たな歩みをスタートいたしました。

平成29年度は、合併効果を最大限に発揮していくための下地作りと位置付け、なぎさ信漁連の運営方法・事務・事業展開等について、「なぎさ信漁連としてのスタンダードを作り上げる期間」として、組織風土の確立と組織基盤強化への取り組みの2点を経営の基本目標に置き、組織風土確立のため愛される浜の金融機関を目指すことの役職員の意識浸透、事務手続きの整備と統一、新人事制度の導入、組織基盤強化のため広域信漁連構想への積極的参加、収支構造の改善、出向く体制と純増ベースの目標管理を軸とする新事業推進体制の確立、内部管理態勢の強化等各種施策に役職員一体となって全力で取り組んでまいりました。

さらに、合併にあたり本店内に新設した企画部を中心に、収支構造改善・人事・融資推進の3つのプロジェクトチームと、それぞれのプロジェクトチームが抽出した課題の中で、今後の本会運営の核となる事項について深く掘り下げ、新たなビジネスモデルを検討するプロジェクトチームを設置し、本会の将来像についての検討を開始いたしました。

事業実績は、本会経営の基盤となる浜の漁業情勢が、漁船漁業においては総じて振るわない状況となりましたが、兵庫県域但馬海区では前年度を上回る水揚実績となり、内海地区においても海苔養殖が4年連続して好調に推移し年度内共販実績が昨年度の最終額を上回る172億円となったこと等もプラス要因となり、当初事業計画を上回る実績を確保して、合併初年度を終了することができました。

また、財務健全性については、資金量の増加に伴い、自己資本比率が0.61ポイント低下して10.11%となりました。

貯金業務につきましては、「愛される浜の金融機関」として、「出向く体制の構築」と「純増ベースの目標管理の徹底」をメインとした新しい事業推進体制の構築に取組み、期末貯金残高目標123,790百万円を設定し、事業を進めてまいりました結果、当期末残高は前年度対比6,188百万円増加の128,318百万円となりました。

貸出業務につきましては、系統金融の理念のもと組合員から集めた資金を漁業経営等に必要とする資金として貸出すという相互扶助の精神に基づき、適切かつ迅速な対応を目指し、期末残高目標23,744百万円を設定して融資拡大を推進してまいりました。

国の施策による「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（リース事業）」、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」を活用した活発な設備投資により漁業近代化資金や、合併による充実した自己資本額を基準とした大口信用供与額の拡大により会員向けの短期貸出金は前年度を上回る実績となりましたが、その他の資金等につきましては約定償還が進んだことから、前年度を下回る実績となり、期末残高は目標額を665百万円下回る23,079百万円となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。
- ③ 18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。

資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理債権等	41

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

1. 私は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年6月26日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 黒田 俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	28年度末	29年度末	科 目	28年度末	29年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,452	1,500	貯金	79,010	128,318
預け金	57,927	101,308	当座貯金	186	187
系統預け金	56,209	98,013	普通貯金	30,187	42,224
系統外預け金	1,718	3,295	貯蓄貯金	3	16
有価証券	1,124	3,555	納税準備貯金	387	500
国債	—	401	通知貯金	85	5
地方債	201	1,633	別段貯金	447	319
社債	923	1,121	定期貯金	46,908	83,478
外国証券	—	400	積立定期貯金	465	665
貸出金	19,145	23,079	定期積金	343	924
手形貸付金	1,160	1,519	借入金	—	1,100
証書貸付金	15,677	18,689	その他負債	291	343
当座貸越	704	1,229	貸付留保金	47	30
金融機関貸付	1,604	1,642	未払法人税等	4	7
その他資産	121	218	従業員預り金	128	129
未決済為替貸	1	2	未決済為替借	10	33
前払費用	2	—	未払費用	46	72
未収収益	91	146	前受収益	5	6
その他の資産	27	70	リース債務	35	39
固定資産	77	272	その他の負債	16	27
有形固定資産	44	234	諸引当金	261	406
無形固定資産	0	0	賞与引当金	17	35
リース資産	33	38	退職給付引当金	241	367
外部出資	2,638	4,541	睡眠貯金払戻引当金	3	4
長期前払費用	26	37	繰延税金負債	—	0
繰延税金資産	13	—	債務保証	19	23
債務保証見返	19	23			
貸倒引当金	▲ 173	▲ 184	負債の部計	79,581	130,190
			会員資本	2,770	4,117
			出資金	1,735	2,768
			利益剰余金	1,035	1,349
			利益準備金	467	487
			その他利益剰余金	568	862
			任意積立金	533	779
			当期末処分剰余金	35	83
			(うち当期利益金)	19	35
			評価・換算差額等	18	42
			総資産の部計	2,788	4,159
資産の部計	82,369	134,349	負債及び純資産の部計	82,369	134,349

損益計算書

(単位：百万円)

費 用 の 部	28年度	29年度	収 益 の 部	28年度	29年度
経常費用	830	1,162	経常収益	855	1,208
資金調達費用	74	102	資金運用収益	718	1,052
貯金利息	65	93	貸出金利息	389	459
借入金利息	—	0	預け金利息	21	20
支払雑利息	9	9	有価証券利息配当金	25	44
役務取引等費用	29	27	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	4	5	受取奨励金	259	473
その他支払手数料	21	15	受取特別配当金	24	56
その他の役務取引等費用	4	7	役務取引等収益	24	32
その他事業費用	47	56	内国為替受入手数料	15	20
融資保険料	36	39	その他受入手数料	9	11
支払助成金	2	4	その他の役務取引等収益	0	1
事業推進費	9	12	その他事業収益	96	98
債権管理費	—	1	受取出資配当金	61	81
事業管理費	680	976	受取助成金	—	1
その他経常費用	0	1	国債等債券売却益	35	16
その他の経常費用	0	1	国債等債券償還益	0	0
特別損失	0	0	その他経常収益	17	26
法人税、住民税及び事業税	4	7	賃貸料	—	1
法人税等調整額	2	4	雑収入	13	15
当期剰余金	19	35	繰入教育情報資金	2	2
			貸倒引当金戻入益	2	8
合 計	855	1,208	合 計	855	1,208

注記表

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。 1）市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 2）市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 3）その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 1）減価償却資産の償却方法は定率法です。 2）平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3）平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。 4）取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 5）平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 6）耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっています。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3. 引当金の計上方法は次の通りです。 1）貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3）賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4）睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 4. リース取引の処理方法については次の通りです。 1）所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 2）なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。
会計方針の変更に関する注記	該当ありません。
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。
貸借対照表に関する注記	1. 有形固定資産の減価償却累計額は616,446,464円、圧縮記帳累計額は18,990,000円（うち、当期圧縮額記帳額0円）です。 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びATMの一部については、リース契約により使用しております。 3. 担保に供している資産は、次の通りです。 担保に供している資産 系統外預け金 110,100,000円 担保資産に対応する債務 当座借越担保 0円 上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金3,500,000,000円を差し入れております。 4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は1,417,371,837円です。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

	1) 貸出金のうち、破綻先債権額は20,386,999円、延滞債権額は479,507,078円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。 2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は267,025,963円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,300,000円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は810,220,040円です。 なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,293,068,939円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,293,068,939円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
損益計算書に関する注記	該当ありません。
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 1) 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。 当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っております。 2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、72.7%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借入金とは日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。 3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当会は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。 不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。 ② 市場リスクの管理 当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。 とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。 運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%下降したものと想定した場合には、経済価値が26,993,729円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4.参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,499,939,520	1,499,939,520	—
(2) 預け金	101,308,034,825	101,310,049,096	2,014,271
(3) 有価証券	3,555,120,000	3,532,091,000	▲ 23,029,000
満期保有目的の債券	500,000,000	476,971,000	▲ 23,029,000
其他有価証券	3,055,120,000	3,055,120,000	—
(4) 貸出金	23,078,712,342	—	—
貸倒引当金（※）	▲ 184,414,458	—	—
	22,894,297,884	24,084,811,775	1,190,513,891
資産計	129,257,392,229	130,426,891,391	1,169,499,162
(1) 貯金	128,317,593,366	128,377,627,524	60,034,158
(2) 借入金	1,100,000,000	1,100,000,000	—
負債計	129,417,593,366	129,477,627,524	60,034,158

※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資（※）	3,280,610,000
② 系統外出資（※）	1,260,840,000
合 計	4,541,450,000

（※）系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	100,608,034,825	-	-	-	-	700,000,000
有価証券	301,480,000	919,750,000	411,440,000	417,620,000	-	1,504,830,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	301,480,000	919,750,000	411,440,000	417,620,000	-	1,004,830,000
貸出金（※）	5,783,236,603	2,494,692,948	2,119,689,580	1,861,431,957	1,494,627,352	8,469,211,718
合 計	106,692,751,428	3,414,442,948	2,531,129,580	2,279,051,957	1,494,627,352	10,674,041,718

（※）貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の855,822,184円は含まれておりません。また金融機関貸付1,642,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（※）	118,692,084,187	5,212,541,573	3,716,769,215	289,217,359	403,926,032	3,055,000
借入金	-	-	-	1,100,000,000	-	-
合 計	118,692,084,187	5,212,541,573	3,716,769,215	1,389,217,359	403,926,032	3,055,000

（※）貯金のうち要求払貯金43,250,911,134円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	100,000,000円	100,380,000円	380,000円
小 計	100,000,000円	100,380,000円	380,000円

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
外国証券	400,000,000円	376,591,000円	▲23,409,000円
小 計	400,000,000円	376,591,000円	▲23,409,000円
合 計	500,000,000円	476,971,000円	▲23,029,000円

2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
国 債	398,037,500円	401,540,000円	3,502,500円
地 方 債	1,599,890,026円	1,633,040,000円	33,149,974円
社 債	799,990,336円	821,600,000円	21,609,664円
小 計	2,797,917,862円	2,856,180,000円	58,262,138円

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
社 債	199,716,640円	198,940,000円	▲776,640円
小 計	199,716,640円	198,940,000円	▲776,640円
合 計	2,997,634,502円	3,055,120,000円	57,485,498円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債16,038,453円を差し引いた額41,447,045円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却額	売却益	売却損
715,040,000円	16,260,500円	0円

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	379,849,791円
退職給付費用	28,639,988円
退職給付の支払額	▲ 41,486,375円
期末における退職給付引当金	367,003,404円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	367,003,404円
退職給付引当金	367,003,404円

4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	28,639,988円
----------------	-------------

	2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,696,272円を含めて計上しております。 なお、同組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は95,135,553円となっております。																																																		
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。 平成30年3月31日現在 <table> <tr> <td>繰越欠損金額</td><td>10,218,446円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>28,863,604円</td></tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td><td>5,486,003円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>9,883,520円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>102,393,950円</td></tr> <tr> <td>退職準備積立金</td><td>50,220円</td></tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td><td>14,057,070円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産償却超過額</td><td>52,731円</td></tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td><td>1,464,102円</td></tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td><td>1,012,468円</td></tr> <tr> <td>減損損失額</td><td>8,855,460円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>182,337,574円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>▲166,790,299円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td><td>15,547,275円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>▲16,038,453円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td><td>▲16,038,453円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td><td>491,178円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。 平成30年3月31日現在 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.9%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>7.3%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲24.3%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>14.5%</td></tr> <tr> <td>教育情報資金</td><td>▲1.2%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>▲1.0%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>23.2%</td></tr> </table>	繰越欠損金額	10,218,446円	貸倒引当金超過額	28,863,604円	貸倒損失否認額	5,486,003円	賞与引当金超過額	9,883,520円	退職給付引当金超過額	102,393,950円	退職準備積立金	50,220円	減価償却限度超過額	14,057,070円	無形固定資産償却超過額	52,731円	貸付金未収利息超過額	1,464,102円	睡眠貯金払戻引当金超過額	1,012,468円	減損損失額	8,855,460円	繰延税金資産小計	182,337,574円	評価性引当額	▲166,790,299円	繰延税金資産合計(A)	15,547,275円	その他有価証券評価差額金	▲16,038,453円	繰延税金負債合計(B)	▲16,038,453円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	491,178円	法定実効税率	27.9%	(調整)		交際費等永久に損金にされない項目	7.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲24.3%	住民税均等割等	14.5%	教育情報資金	▲1.2%	評価性引当額の増減	▲1.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%
繰越欠損金額	10,218,446円																																																		
貸倒引当金超過額	28,863,604円																																																		
貸倒損失否認額	5,486,003円																																																		
賞与引当金超過額	9,883,520円																																																		
退職給付引当金超過額	102,393,950円																																																		
退職準備積立金	50,220円																																																		
減価償却限度超過額	14,057,070円																																																		
無形固定資産償却超過額	52,731円																																																		
貸付金未収利息超過額	1,464,102円																																																		
睡眠貯金払戻引当金超過額	1,012,468円																																																		
減損損失額	8,855,460円																																																		
繰延税金資産小計	182,337,574円																																																		
評価性引当額	▲166,790,299円																																																		
繰延税金資産合計(A)	15,547,275円																																																		
その他有価証券評価差額金	▲16,038,453円																																																		
繰延税金負債合計(B)	▲16,038,453円																																																		
繰延税金負債の純額(A)+(B)	491,178円																																																		
法定実効税率	27.9%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金にされない項目	7.3%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲24.3%																																																		
住民税均等割等	14.5%																																																		
教育情報資金	▲1.2%																																																		
評価性引当額の増減	▲1.0%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.2%																																																		
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																		
リースにより使用する固定資産に関する注記	1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 (リース資産の内容) 信用事業における機械装置及び器具備品です。																																																		
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																		
合併に関する注記	当事業年度において、吸収合併対象資産の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われています。 (1) 吸収合併消滅連合会の名称 和歌山県信用漁業協同組合連合会 (2) 吸収合併の目的 規模拡大による経営の安定化 (3) 吸収合併日 平成29年4月1日 (4) 吸収合併存続連合会の名称 なぎさ信用漁業協同組合連合会 (5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併 (6) 出資一口当たりの金額 10,000円 (7) 吸収合併消滅連合会から継承した資産、負債、純資産の額及び主な内訳 <table> <tr> <td>資 産</td> <td>44,776,402千円（うち、預け金35,904,726千円、有価証券2,069,540千円、貸出金4,393,976千円）</td> </tr> <tr> <td>負 債</td> <td>43,397,282千円（うち、貯金43,119,316千円）</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>1,379,120千円（うち出資金1,032,360千円）</td> </tr> </table> なお、これらについては帳簿価額で評価しています。 また、会計処理方法は統一しています。 (8) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名 22,207千円で、事業管理費に計上しています。	資 産	44,776,402千円（うち、預け金35,904,726千円、有価証券2,069,540千円、貸出金4,393,976千円）	負 債	43,397,282千円（うち、貯金43,119,316千円）	純資産	1,379,120千円（うち出資金1,032,360千円）																																												
資 産	44,776,402千円（うち、預け金35,904,726千円、有価証券2,069,540千円、貸出金4,393,976千円）																																																		
負 債	43,397,282千円（うち、貯金43,119,316千円）																																																		
純資産	1,379,120千円（うち出資金1,032,360千円）																																																		
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																																		
その他の注記	該当ありません。																																																		

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	28年度	29年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 952	5,954
税引前当期利益	25	46
減価償却費	18	37
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 8	▲ 35
退職給付引当金の増加額	▲ 20	▲ 13
その他の引当金・積立金の増減額 (▲は減少)	0	▲ 17
資金運用収益	▲ 718	▲ 1,052
資金調達費用	73	102
有価証券関係損益 (▲は益)	▲ 36	▲ 16
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減 (▲は純増)	1,006	460
預け金の純増減 (▲は純増)	▲ 5,100	▲ 1,710
貯金の純増減 (▲は純減)	3,028	6,188
借入金の純増減	—	1,100
教育情報資金	▲ 2	▲ 2
その他	132	▲ 56
資金運用による収入	732	1,030
資金調達による支出	▲ 76	▲ 101
小計	(▲ 946)	(5,961)
法人税等の支払額	▲ 6	▲ 7
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	522	▲ 422
有価証券の取得による支出	▲ 200	▲ 1,897
有価証券の売却による収入	335	715
有価証券の償還による収入	400	800
固定資産の売却による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 13	▲ 40
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 10	▲ 16
出資の増額による収入	—	—
出資金の払戻しによる支出	—	—
出資配当金の支払額	▲ 10	▲ 16
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	▲ 440	5,515
VI 現金及び現金同等物の期首残高	12,459	12,318
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	12,019	17,833

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	28年度	29年度
当期末処分剰余金	35	83
(目的積立金取崩額)	(15)	(－)
剰余金処分額	32	74
内 訳	利益準備金	20
	任意積立金	2
	(うち優先出資消却積立金)	(－)
	出資配当金	10
	(普通出資に係る配当金)	(7)
	(優先出資に係る配当金)	(3)
次期繰越剰余金	3	9

- (脚注)
- (1) 普通出資金の配当は年0.25%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。
- | 種類 | 積立目的 | 目標額 | 取扱基準 | 既積立額 |
|-----------|--|--------|---|-------|
| 優先出資消却積立金 | 配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。 | 600百万円 | 行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。 | 63百万円 |
- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項(水協法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、6,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
普通出資金に対する配当金配当率	7 0.50%	7 0.50%	7 0.50%	7 0.50%	5 0.25%
優先出資金に対する配当金配当率	3 1.00%	3 1.00%	3 1.00%	3 1.00%	6 1.00%
事業の利用分量に対する貯金配当金貸出金配当金配当率	－ － －%	－ － －%	－ － －%	－ － －%	－ － －%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分			28 年 度 末		29 年 度 末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
種類別 残高	当座	当座貯金	186	0.2	187	0.1
		普通貯金	30,187	38.2	42,224	32.9
		貯蓄貯金	3	0.0	16	0.0
		納税準備貯金	387	0.5	500	0.4
		通知貯金	85	0.1	5	0.0
		別段貯金	447	0.6	319	0.2
	小 計		31,295	39.6	43,251	33.7
	定期	定期貯金	46,908	59.4	83,478	65.1
		(うち固定金利)	(46,900)	(59.4)	(83,470)	(65.0)
		(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)
		積立定期貯金	465	0.6	665	0.5
		定期積金	343	0.4	924	0.7
	小 計		47,716	60.4	85,067	66.3
	合 計		79,010	100.0	128,318	100.0
貯金者区分 残高	員内	会員貯金	8,313	10.5	11,169	8.7
		組合員直接預り	36,974	46.8	57,173	44.6
		小 計	45,287	57.3	68,342	53.3
	員外	地方公共団体	4,338	5.5	8,500	6.6
		金融機関	－	－	－	－
		その他	29,386	37.2	51,476	40.1
	小 計		33,724	42.7	59,976	46.7
	合 計		79,010	100.0	128,318	100.

- (注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	28 年 度		29 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	26,315	35.0	37,124	30.8	10,809
定期性貯金	48,888	65.0	83,512	69.2	34,624
小 計	75,203	100.0	120,636	100.0	45,433
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合 計	75,203	100.0	120,636	100.0	45,433

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

財形貯蓄残高

「該当ございません」

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、％）

区 分			28 年 度 末		29 年 度 末	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
種 類 別	割引手形		—	—	—	—
	手形貸付金		1,160	6.0	1,519	6.6
	証書貸付金		15,677	81.9	18,689	81.0
	当座貸越		704	3.7	1,229	5.3
	金融機関貸付		1,604	8.4	1,642	7.1
	合 計		19,145	100.0	23,079	100.0
金 利 別	固定金利貸出		10,046	52.5	10,045	43.5
	変動金利貸出		9,099	47.5	13,034	56.5
使 途 別	設備資金		14,334	74.9	17,137	74.3
	運転資金		4,811	25.1	5,942	25.7
貸 出 先 別	員 内	会 員	1,647	8.6	3,130	13.6
		組合員直接貸付	14,048	73.4	14,797	64.1
		小 計	15,695	82.0	17,927	77.7
	員 外	地方公共団体	754	3.9	1,052	4.6
		金融機関	1,604	8.4	1,642	7.1
		その他	1,092	5.7	2,458	10.7
		小 計	3,450	18.0	5,152	22.3
	合 計		19,145	100.0	23,079	100.0

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

区 分	28 年 度		29 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,184	6.0	1,725	7.2	541
証書貸付金	15,842	80.7	18,812	78.6	2,970
当座貸越	1,004	5.1	1,207	5.0	203
金融機関貸付	1,604	8.2	2,192	9.2	588
合 計	19,634	100.0	23,936	100.0	4,302

貸出金担保別内訳

（単位：百万円、％）

区 分	28 年 度 末		29 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	1,350	7.1	1,603	6.9	253
有価証券	2	0.0	2	0.0	2
動産	—	—	—	—	—
不動産等	4,522	23.6	4,962	21.5	440
その他担保物	6	0.0	4	0.0	▲ 2
小 計	5,880	30.7	6,571	28.5	691
基金協会保証	8,887	46.4	9,971	43.2	1,084
その他の保証	487	2.5	1,390	6.0	903
小 計	9,374	49.0	11,361	49.2	1,987
信用	3,891	20.3	5,147	22.3	1,256
合 計	19,145	100.0	23,079	100.0	3,934

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社 信用＝特殊当座・カードローンを含む

業種別貸出金残高

（単位：百万円、％）

区 分	28 年 度 末		29 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農水産業	13,624	71.2	15,846	68.7	2,222
製造業	—	—	2	0.0	2
建設業	6	0.0	8	0.0	2
運輸・通信業	21	0.1	27	0.1	6
卸売・小売業	124	0.6	44	0.2	▲ 80
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	52	0.3	493	2.1	441
地方公共団体	753	3.9	1,052	4.6	299
金融機関	1,604	8.4	1,642	7.1	38
その他	2,961	15.5	3,965	17.2	1,004
合 計	19,145	100.0	23,079	100.0	3,934

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	28 年 度 末		29 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	0	0.0	0	0.0	0
その他担保物	0	0.0	0	0.0	0
小 計	0	0.0	0	0.0	0
信用	19	100.0	23	100.0	4
合 計	19	100.0	23	100.0	4

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	28年度末	29年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	208	74
独立行政法人住宅金融支援機構	272	283
年金積立金運用管理独立行政法人	4	4
株式会社日本政策金融公庫(教育)	19	50
合 計	503	411

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	28年度	29年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	156	119

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		28 年 度 末	29 年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	5,398	5,936	538
	海面養殖漁業	3,389	3,525	136
	その他漁業	15	182	167
	漁業関係団体等	2,890	4,116	1,226
合 計		11,692	13,759	2,067

(注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておりません。

2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		28 年 度 末	29 年 度 末	増 減
プロパー資金		3,784	4,433	649
水産制度資金		7,908	9,326	1,418
	漁業近代化資金	7,132	8,490	1,358
	その他制度資金	776	836	60
合 計		11,692	13,759	2,067

(注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		28 年 度 末	29 年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		208	74	▲ 134
合 計		208	74	▲ 134

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			28 年 度		29 年 度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 類	送金・振込	件数	25,791	32,117	35,747	55,155
		金額	37,665	52,053	57,238	64,923
	代金取立	件数	519	85	547	86
		金額	18,557	127	5,991	28,530
	合 計	件数	26,310	32,202	36,294	55,241
		金額	56,222	52,180	63,229	93,453

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種 類	28 年 度			29 年 度			増 減
	金 額	構成比	利 回	金 額	構成比	利 回	
国債	—	—	—	158	5.0	0.53	158
地方債	576	36.9	1.70	1,801	56.5	1.54	1,225
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	987	63.1	1.51	1,067	33.5	1.34	80
外国証券	—	—	—	158	5.0	0.95	158
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,563	100.0	1.58	3,184	100.0	1.39	1,621

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
28 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	201	—	—	—	—	—	201
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	304	105	318	—	196	—	923
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	505	105	318	—	196	—	—	1,124
29 年 度 末	国債	—	—	—	—	401	—	401
	地方債	301	1,228	104	—	—	—	1,633
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	103	314	—	202	—	1,121
	外国証券	—	—	—	—	400	—	400
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	301	1,331	418	—	202	1,303	—	3,555

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区 分	28 年 度			29 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
国債	—	—	—	401	401	3
地方債	201	201	1	1,633	1,633	33
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	923	923	23	1,121	1,121	21
外国証券	—	—	—	400	377	▲ 23
受益証券	—	—	—	—	—	—
合 計	1,124	1,124	24	3,555	3,532	34

- (注) 1. 取得価額は、貸借対照表価額によっております。
2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区 分	28 年 度			29 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	500	477	▲ 23
その他	1,124	1,124	24	3,055	3,055	57
合 計	1,124	1,124	24	3,555	3,532	34

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収益	893	866	878	855	1,208
経常利益	42	16	37	25	46
当期利益金	30	15	29	19	35
出資金	1,735	1,735	1,735	1,735	2,768
出資口数	174	174	174	174	277
純資産額	2,785	2,795	2,825	2,788	4,159
総資産額	71,116	72,793	79,345	82,369	134,349
貯金	67,733	69,407	75,982	79,010	128,318
貸出金	22,075	21,404	20,151	19,145	23,079
有価証券	3,054	2,465	1,684	1,124	3,555
剰余金配当額	10	10	10	10	11
・ 出資配当金の額	10	10	10	10	11
・ 事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	65	63	64	65	97
・ 受入出向職員	10	10	11	9	9
単体自己資本比率	13.72	12.82	12.19	11.10	10.11

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分		28 年 度			29 年 度		
		平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
	貸出金	19,634	389	1.98	23,936	459	1.92
	預け金	53,127	305	0.57	91,788	549	0.60
	有価証券	1,563	60	3.84	3,184	60	1.90
	実質運用勘定利回 A	74,324	754	1.01	118,908	1,068	0.90
	貯金	75,203	65	0.09	120,636	93	0.08
	借入金	—	—	—	240	0	0.00
	貯金経費	—	689	0.92	—	989	0.82
	貯金借入金原価率 B	75,203	754	1.00	120,876	1,082	0.90
運用資金利鞘 A - B				0.01	0.00		

区 分	28年度	29年度
事業収益 イ	838	1,182
事業費用 □	830	1,161
事業利益 イー□	8	21
事業収支率 □／イ	99.0	98.2

区 分	28年度	29年度
総資金運用利回	1.12	0.98
総資金原価率	1.09	0.94
(うち貯金原価率)	(1.00)	(0.90)
総資金利ざや	0.03	0.04

(注) 総資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや＝総資金運用利回－総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	28年度	29年度
資金運用収益	718	1,052
資金調達費用	74	102
資金運用収支	644	950
役務取引等収益	24	32
役務取引等費用	29	27
役務取引等収支	▲ 5	5
その他事業収益	96	98
その他事業費用	47	56
その他事業収支	49	42
事業粗利益	697	1,010
事業粗利益率	0.94	0.85

(注) 事業粗利益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)＋事業管理費＋債権管理費＋ 事業推進費
事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	28年度	29年度
受入為替手数料	15	20
その他受入手数料	9	12
役務取引等収益	24	32
支払為替手数料	4	5
その他支払手数料	25	22
役務取引等費用	29	27

業務純益

(単位：百万円)

区 分	28年度	29年度
業務純益	8	21

(注) 業務純益＝事業粗利益－経費(人件費・物件費・税金)

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分		28 年 度		29 年 度	
		残高	増減額	残高	増減額
受取利息	貸出金	389	▲ 50	459	70
	有価証券	25	▲ 8	44	19
	預け金	21	▲ 14	20	▲ 1
	合 計	435	▲ 72	523	88
支払利息	貯金	65	1	93	28
	譲渡性貯金	—	—	—	—
	借入金	—	—	0	0
	合 計	65	1	93	28
差 引		370	▲ 73	430	60

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分		28年度	29年度
人件費	役員報酬	31	52
	給料手当	317	405
	賞与引当金繰入	▲ 1	4
	福利厚生費	56	84
	退職給付費用	16	29
	小 計	419	574
旅費交通費		7	13
業務費		105	171
負担金		19	24
施設費		115	168
貯金保険料		10	17
雑費		3	5
税金		2	4
合 計		680	976

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	28 年 度		29 年 度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	24.2	26.1	18.0	19.9
貯預率	73.3	70.6	79.0	76.1
貯証率	1.4	2.1	2.8	2.7
1 職員当り貯金平均残高	1,157		1,244	
1 職員当り貸出金平均残高	302		247	
1 店舗当り貯金平均残高	5,014		5,745	
1 店舗当り貸出金平均残高	1,309		1,140	
総資産経常利益率	0.03		0.03	
総資産当期利益率	0.02		0.03	
資本経常利益率	0.91		1.12	
資本当期利益率	0.69		0.86	

役員等の報酬体系

- ◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。
- なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。
- 功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	52	—

- ◇ 対象役員は、経営管理委員18名、理事4名、監事4名です。
- 役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。
- 役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

平成30年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したことにより、前年度対比において0.61ポイント低下して10.11%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。
出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 14億円）

○ 非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6 億円（前年度 3 億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,043		2,746	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,768		1,735	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	1,349		1,035	
うち、外部流出予定額（△）	▲ 75		▲ 25	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	70		59	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	70		59	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	4,113		2,805	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		0	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,111		2,804	
リスク・アセット等（３）				
信用リスク・アセットの額の合計額	38,675		23,929	
資産（オン・バランス）項目	38,658		23,915	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 2,540		▲ 2,009	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	▲ 2,540		▲ 2,010	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	17		14	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,986		1,324	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	40,661		25,252	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（二））	10.11%		11.10%	

○自己資本充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	28 年 度 末			29 年 度 末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	398	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,955	—	—	2,659	—	—
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	51	5	0	27	3	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	58,156	11,631	465	10,563	20,513	821
法人等向け	100	50	2	501	451	18
中小企業等・個人向け	1,326	995	40	2,197	1,648	66
抵当権付住宅ローン	2,958	1,035	41	3,546	1,241	50
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	207	234	9	176	212	8
漁業信用基金協会等保証	8,885	889	36	9,971	997	40
出資等	456	456	18	1,391	1,391	56
上記以外	7,574	9,223	369	9,782	12,655	506
(うち農林中央金庫等の対象普通出資等)	2,785	5,557	222	4,092	8,144	326
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	0	0	—	0	0	—
経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額 (▲)	▲ 603	▲ 603	—	▲ 453	▲ 453	—
合 計	81,065	23,915	980	132,758	38,658	1,564

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

28 年 度			29 年 度		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$
a			a		
706	1,324	53	1,059	1,986	79

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

28 年 度		29 年 度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
a		a	
25,252	1,010	40,661	1,626

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		28 年 度 末			29 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法 人	農林水産業	3,355	3,355	—	3,558	3,558	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	114	114	—	33	33	—
	金融・保険業	60,339	1,604	802	103,965	1,644	1,003
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	1,697	1,697	—	3,505	3,505	—
	地方公共団体	955	754	201	2,659	1,053	1,606
	その他	101	—	101	898	—	898
個 人		11,673	11,673	—	13,350	13,350	—
固定資産等		4,272	—	—	6,499	—	—
合 計		82,506	19,197	1,104	134,467	23,143	3,507

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		28 年 度 末			29 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年以下		65,734	7,547	502	111,259	9,542	501
1 年超 3 年以下		1,478	1,278	100	3,394	1,889	1,405
3 年超 5 年以下		2,641	2,339	302	2,757	2,355	402
5 年超 7 年以下		1,681	1,681	—	2,414	2,414	—
7 年超		6,089	5,889	200	7,610	6,411	1,199
期限の定めなし		4,883	463	—	7,033	532	—
合 計		82,506	19,197	1,104	134,467	23,143	3,507

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◇3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		28 年 度	29 年 度
法 人	農林水産業	139	134
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		196	157
合 計		335	291

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		28年 度				29年 度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額		61	59	－	61	59	72	69	－	72	69
個別貸出引当額		120	114	6	114	114	148	115	27	121	115
法人	農林水産業	86	79	6	80	79	79	77	－	79	77
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
個 人		33	36	－	33	36	69	38	27	42	38

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		28 年 度	29 年 度
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	—
合 計		—	—

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		28 年 度 末			29 年 度 末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	3,407	3,407	398	4,159	4,557
	10%	—	8,936	8,936	—	9,998	9,998
	20%	57,555	600	58,155	101,203	1,360	102,563
	35%	—	2,957	2,957	—	3,545	3,545
	50%	100	47	147	100	29	129
	75%	—	1,326	1,326	—	2,197	2,197
	100%	416	2,629	3,045	744	4,657	5,401
	150%	—	101	101	—	102	102
	200%	2,772	—	2,772	4,051	—	4,051
	250%	200	19	219	200	15	215
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		61,043	20,022	81,065	106,696	26,062	132,758

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	28 年 度 末		29 年 度 末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および証券会社向け	—	1,000	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	6	—	5
抵当権付住宅ローン	—	45	—	22
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	1,051	—	27

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポートに関する事項

「証券化エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	28 年 度 末		29 年 度 末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	2,638	—	4,541	—
合 計	2,638	—	4,541	—

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計

(その他有価証券の評価損益等)

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク(104百万円)＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	28 年 度	29 年 度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	45	104

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	28 年 度 末	29 年 度 末	増 減
破綻先債権額	34	20	▲ 14
延滞債権額	323	480	157
3 か月以上延滞債権額	281	267	▲ 14
貸出条件緩和債権額	44	43	▲ 1
リスク管理債権総額 A	682	810	128
担保・保証付債権額 B	535	681	146
個別貸倒引当金残高 C	114	115	1
保全率 (B+C)／A	95.2	98.3	3.1

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の立て、又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、(注) 1 に掲げるもの及び債務者の経営再建、又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したもの以外のものをいいます。
3. 「3 か月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 か月以上延滞している貸出金（(注) 1 ・ 2 に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(注) 1 ・ 2 ・ 3 に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 「担保・保証付債権額B」は、「リスク管理債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高C」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	28 年 度 末	29 年 度 末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	262	247	▲ 15
危険債権	95	253	158
要管理債権	325	310	▲ 15
不良債権額合計 A	682	810	128
正常債権	18,463	22,333	3,870
担保・保証付債権額	535	681	146
貸倒引当金残高	114	115	1
保全額合計 B	649	796	147
保全率 B／A	95.2	98.3	3.1

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額」は、「金融再生法開示債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	28 年 度					29 年 度				
	期首残高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	61	59	—	61	59	72	69	—	72	69
個別貸倒引当金	120	114	6	114	114	148	115	27	121	115
合 計	181	173	6	175	173	220	184	27	193	184

貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	28 年 度	29 年 度
貸倒償却額	—	—

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取組みます。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当連合会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

● ○ 情報セキュリティ基本方針 ○ ●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

(平成30年3月末)

■ 本店・支店・営業店

店舗名	住 所	電 話 番 号	ATM
1 本店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210	○
2 神戸支店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880	
3 明石支店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323	○
4 坊勢支店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
5 淡路島支店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331	
6 但馬支店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
7 明石浦営業店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154	○
8 家島営業店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007	
9 東淡営業店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525	
10 西浦営業店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399	○
11 沼島営業店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246	
12 津居山営業店	豊岡市津居山293番地	0796 (28) 2533	○
13 柴山営業店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455	○
14 浜坂営業店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023	○
15 和歌山支店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073 (432) 0761	○
16 有田支店	有田市宮崎町2405	0737 (83) 5566	○
17 御坊支店	御坊市塩屋町南塩谷450-4	0738 (22) 5277	
18 串本支店	東牟婁郡串本町串本1884	0735 (62) 5400	○
19 田辺営業店	田辺市江川43-35	0739 (22) 3170	
20 すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866-7	0739 (55) 2414	
21 勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町築地7-8-2	0735 (52) 0843	○

■ ATM店舗

店舗名	住 所	店舗名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号	7 加太漁協	和歌山市加太1271-2
2 岩見漁協	たつの市御津町岩見1308番地の5	8 雑賀崎漁協	和歌山市雑賀崎1162
3 室津漁協	たつの市御津町室津493番地の2地先	9 和歌山北漁協	和歌山市田野367-4
4 一宮町漁協	淡路市郡家1355番地	10 比井崎漁協	日高郡日高町阿尾178-10
5 福良漁協	南あわじ市福良丙28番地	11 紀州日高漁協名田連絡所	御坊市名田町上野1529-6
6 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	12 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
※一宮町漁協のATMは記帳専用機です		13 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
		14 和歌山東漁協浦支所	東牟婁郡那智勝浦町浦神321-18
		15 宇久井漁協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
		16 有田支店	有田郡湯浅町大字湯浅3161

